

○国、県の総合型地域スポーツクラブに関する施策

※総合型地域スポーツクラブは、法律に基づくスポーツ基本計画に示された国の施策です。

スポーツ基本法とスポーツ基本計画

スポーツ基本法（平成23年）

第9条
文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下、「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

スポーツ基本計画（平成24年）

スポーツ基本計画は、**スポーツ基本法に基づき**、文部科学大臣が、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

国の総合型地域スポーツクラブに関する施策の経緯

スポーツ振興法（昭和36年）

総合型スポーツクラブ育成モデル事業

スポーツ振興基本計画

①二〇一〇年までに各市町村に少なくとも一つは総合型クラブを育成。
②各都道府県に少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成。

H7～H15

スポーツ基本法（平成23年）

スポーツ基本計画

①各市町村に少なくとも一つは総合型クラブが育成されることを目指す。
②運営面や指導面において、周辺の総合型スポーツクラブを支えることが出来る総合型スポーツクラブを「拠点クラブ」を広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として育成する。

H24～H28

第2期スポーツ基本計画

①総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備
②PDCAサイクルにより運営の改善等を行う総合型クラブの増加
③地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加

H29～R3

第3期スポーツ基本計画

①中間支援組織が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組の支援
②登録・認証制度の運用を開始し、総合型クラブの質的向上と地方公共団体との連携による地域課題の解決に向けた取組の促進

R4～

量的拡大から質的充実へ

沖縄県の総合型地域スポーツクラブに関する施策

第2期沖縄県スポーツ推進計画（令和4年）

総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会の実現に取り組む。

- ・総合型クラブへの訪問や創設支援・育成支援を行う
- ・「登録・認証制度」が開始されるにあたり、ガバナンス・組織体制の確立に向けて取り組む
- ・総合型クラブを中心として「新しい公共」を担い、地域コミュニティの拠点として充実・発展していくことを促進する

その他関連する記載

- ・令和5年度以降の休日の部活動の段階的な移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方を検討し、運営団体の確保など関係機関と連携し地域部活動の推進を図る

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

～地域との連携を目指して～

登録・認証制度とは

総合型クラブがより公益性の高い「**社会的な仕組み**」として、永続的に充実した活動を行えるよう、**第2期スポーツ基本計画に基づき**、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、整備した制度です。

この制度は、**総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準**としています。

「登録」と「認証」のイメージ

「登録」

○総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを登録クラブとして認定する。

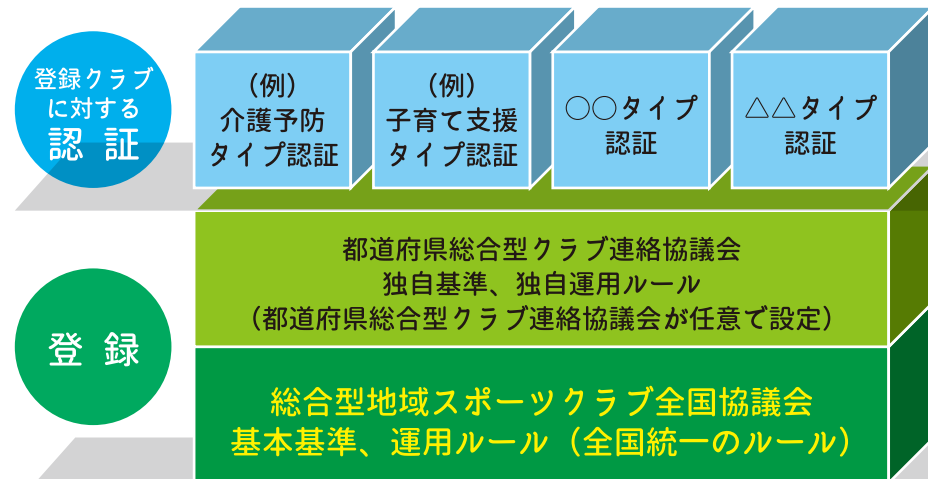
「認証」

○総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる総合型クラブを認証する（例：「介護予防タイプ」「子育て支援タイプ」等）

※登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

※認証に関する制度は現時点では未整備です。

「登録」と「認証」のイメージ



登録・認証は2段階をイメージ

- 組織の運営実態等について、基準を満たしているクラブを「登録」
- 介護予防や子育て支援等各分野にて定められた基準を満たしているクラブを「認証」



登録・認証制度QRコード

○制度導入による効果（イメージ）

イメージ①

- 総合型クラブと他のクラブの違いが分からない
- 総合型クラブだけ特別扱いは出来ない（説明できない）
- どんな活動をしている？
- 組織運営は大丈夫？



行政・関係機関

○登録制により総合型クラブの基準が明確になる
他、登録要件を満たすことでガバナンスの確保が図られ、より公益的な事業体となることが期待される

○市町村が申請窓口となることで、クラブの活動の把握や理解へと繋がることを期待される

○市町村の理解から、連携・支援の関係が構築されることにより、市町村からの広報など、地域住民の安心感の醸成等が期待される

- 地域の課題解決には行政との連携が必要だけど理解してもらえない
- 行政担当者や学校の先生の異動でうまく連携出来なくなったり、支援体制が安定しない



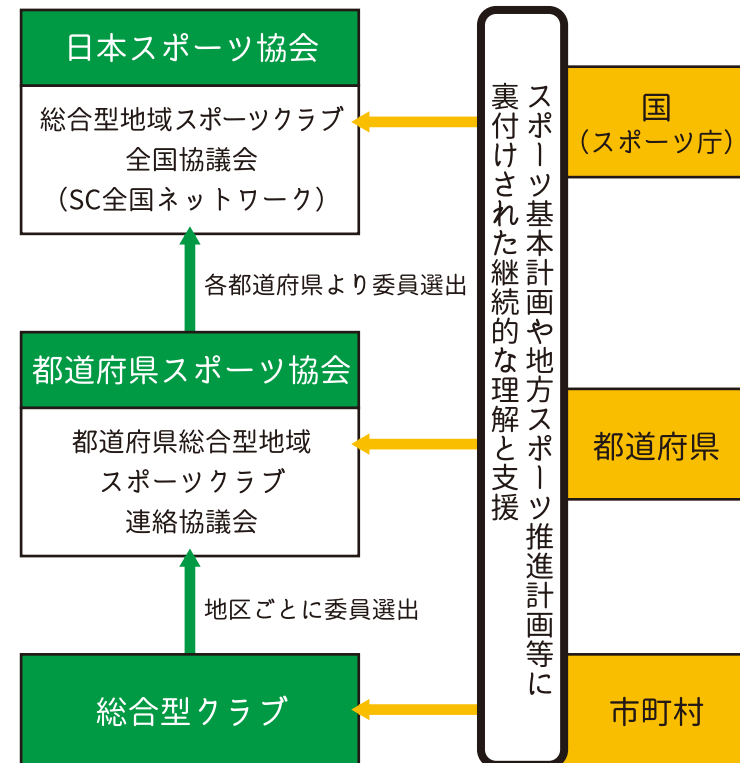
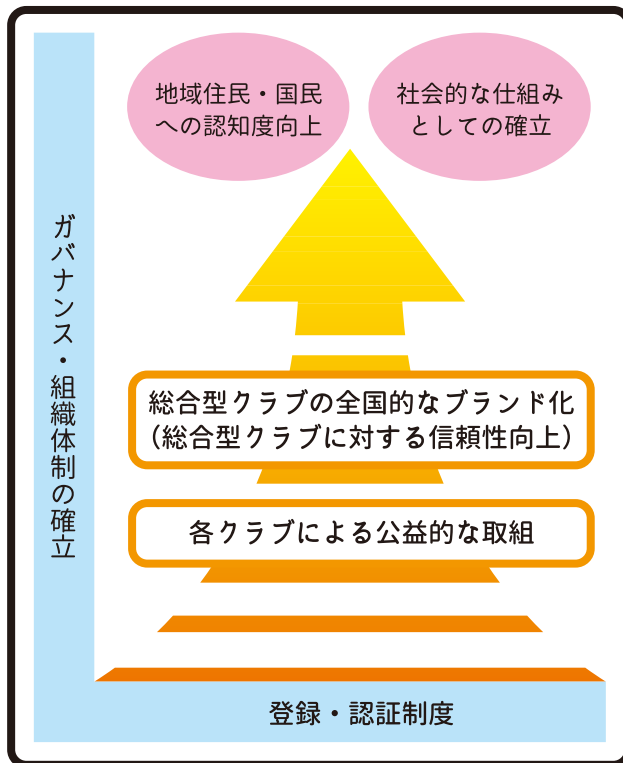
クラブ

- 総合型クラブって何？
- どんな団体か分からない
- 安心して通えるクラブなのか分からない



地域住民

イメージ②



○基準となる要件とフロー

基準となる要件

▶全国協議会の定める基本基準

(1)活動実態に関する基準

- ①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している
- ②多世代（複数世代）を対象としている
- ③適切なスポーツ指導者を配置している（JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者等）
- ④安全管理体制を整備している

(2)運営形態に関する基準

- ⑤地域住民が主体的に運営している

(3)ガバナンスに関する基準

- ⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している
- ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されている

▶県協議会独自基準

- ①当該市町村自治体から総合型クラブとしての認知がある団体であること
- ②当該市町村自治体及び県広域スポーツセンターとの連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがあること。

登録手続きのフロー

